



JASDAQ

平成21年1月29日

各 位

株 式 会 社 焼 肉 屋 さ か い
代表取締役社長 緒 方 智
(JASDAQ・コード：7622)
問合せ先 取締役管理本部長 乗 松 康 弘
T E L : 0 5 2 (9 1 0) 1 7 2 9

内部統制システム構築に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

平成21年1月29日開催の当社取締役会において、反社会勢力排除に向けた基本方針および体制整備を明確にするため、「内部統制システム構築に関する基本方針」について、下記のとおり一部改訂することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システム構築に関する基本方針 (改訂箇所下線)

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規則に基づき適正かつ有効な取締役会の運営に努めるとともに、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告するなど、役員相互間のチェック機能の充実を図るとともに、必要に応じ諸規程の導入を検討するなど、取締役のガバナンス体制の強化に向け継続的な取組みを行なう。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、その保存媒体に応じて適切且つ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の基礎として、飲食店経営、フランチャイズ本部の運営など事業の推進に係る事業リスク、環境問題や災害に係る事故災害リスク、契約業務・情報管理などに係る法務リスクなど、当社を取り巻くリスクの把握に努めるとともに、リスク管理規程を定め、必要に応じ個々のリスクについての管理責任者を決定し、規程に従ったリスク管理体制を実行できる体制を構築する。
- (2) リスク管理規程は必要に応じ改訂し、新しいリスクの発生に備える。
- (3) 通常のリスク管理体制の想定を超える不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて社内の情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザー・チームを組織し、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 取締役会の議論の効率化、有効化のため、業務執行上の重要事項については事前に取締役、監査役に執行役員を加えた経営会議において議論を行い、その審議を経て執行の決定を行うものとする。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織管理規程、職務分掌規程等の組織構造に関する諸規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、企業行動規範を定め、コンプライアンスを始め当社の従業員として遵守すべき規範に関する従業員の教育に努める。
- (2) 代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。必要に応じて各担当部署にて規則、ガイドラインの策定、研修の実施を行なうものとする。
- (3) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置き、コンプライアンス委員会と連携・協力し、全社的なコンプライアンス体制の維持、発展を図る。
- (4) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、直ちに内部監査室及び監査役に報告するものとし、遅滞なく経営会議において報告するものとする。
- (5) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、その周知徹底に努めるとともに、公正な運用により積極的な利用を促進する。
- (6) 監査役は当社の法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社には現在、営業を行っているグループ会社は存在しないが、必要に応じ当社の内部統制に係る諸規定を準用、改訂、あるいは必要な規定を新設し、企業グループとしての適正な業務の遂行を確保することとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 原則として、監査役を補助すべき使用人は設置しない。監査役から要請があった場合など、必要に応じて取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くことができる。
- (2) 監査役スタッフとなる使用人が選任された場合、その使用人は監査役の指示に従うものとし、人事考課においても監査役を上長とみなし、その意見を重視する。

8. 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期についての規定を定めることとし、当該規定に基づき、取締役及び使用人は当社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来ることとする。
- (2) 上記の他、社内通報に関する規定を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- (1) 反社会勢力に対し、毅然とした態度で対応するとともに取引その他一切の関係を遮断します。
- (2) 反社会勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全に努めます。
- (3) 反社会勢力との接触が生じた際に備え、平素から警察当局や弁護士等の外部専門機関との連携強化を図るとともに、速やかに外部専門機関に通報、相談できる体制を整えます。
- (4) 新規取引などについて社内、社外機関を活用し、反社会勢力でないことを確認しております。

以上